

令和4年10月27日開会

第745回むつ市教育委員会

追 加 報 告

< 目 次 >

報告第3号	臨時代理した事項の報告について	(総務課)
報告第4号	臨時代理した事項の報告について	(総務課)
報告第5号	臨時代理した事項の報告について	(総務課)
報告第6号	臨時代理した事項の報告について	(総務課)
報告第7号	臨時代理した事項の報告について	(図書館)
報告第8号	臨時代理した事項の報告について	(大畑公民館)

報告第3号

臨時代理した事項の報告について

むつ市教育委員会事務委任規則第3条第1項の規定により、次のとおり臨時代理したので同条第2項の規定に基づき、これを報告する。

令和4年10月27日

むつ市教育委員会教育長 阿部謙一

提案理由

令和4年10月25日付けで教育委員会事務局内に地域文化・スポーツクラブの設置及び学校部活動の地域移行を目的とした「地域文化・スポーツクラブ設立準備室」が発足する事に伴い、所要の条文改正をしたものである。

むつ市教育委員会臨時代理第2号

臨 時 代 理 書

むつ市教育委員会事務委任規則第3条第1項の規定により、次のとおり臨時代理する。

令和4年10月24日

むつ市教育委員会教育長 阿 部 謙 一

むつ市教育委員会事務局組織及び運営規則及びむつ市教育委員会事務局職員等の職名に関する規則の一部を改正する規則

令和4年10月24日公布

むつ市教育委員会規則第7号

(むつ市教育委員会事務局組織及び運営規則の一部改正)

第1条 むつ市教育委員会事務局組織及び運営規則(平成21年むつ市教育委員会規則第4号)の一部を次のように改正する。

第2条中「掲げる課」の次に「及び室」を加え、同条に次の1号を加える。

(4) 地域文化・スポーツクラブ設立準備室

第3条の表に次のように加える。

地域文化・スポーツクラブ設立準備室

(1) 地域文化・スポーツクラブ設立に関すること。

(2) 学校部活動の地域移行に関すること。

第8条第1項の表課等の部中

「課長」を「課長
地域文化・スポーツクラブ設立準備室長」に改める。

(むつ市教育委員会事務局職員等の職名に関する規則の一部改正)

第2条 むつ市教育委員会事務局職員等の職名に関する規則(昭和55年むつ教育委員会規則第3号)の一部を次のように改正する。

第2条中「課長」の次に「、地域文化・スポーツクラブ設立準備室長」を、「所長」の次に「、室長」を加える。

附 則

この規則は、令和4年10月25日から施行する。

報告第4号

臨時代理した事項の報告について

むつ市教育委員会事務委任規則第3条第1項の規定により、次のとおり臨時代理したので同条第2項の規定に基づき、これを報告する。

令和4年10月27日

むつ市教育委員会教育長 阿部謙一

提案理由

令和4年10月25日付けで教育委員会事務局内に地域文化・スポーツクラブの設置及び学校部活動の地域移行を目的とした「地域文化・スポーツクラブ設立準備室」が発足する事に伴い、所要の条文改正をしたものである。

むつ市教育委員会臨時代理第3号

臨 時 代 理 書

むつ市教育委員会事務委任規則第3条第1項の規定により、次のとおり臨時代理する。

令和4年10月24日

むつ市教育委員会教育長 阿 部 謙 一

むつ市教育委員会事務専決代決規程の一部を改正する訓令

令和4年10月24日公表

むつ市教育委員会訓令甲第4号

むつ市教育委員会事務専決代決規程（平成21年むつ市教育委員会訓令甲第2号）の一部を次のように改正する。

第2条第7号中「規定する課長」の次に「、地域文化・スポーツクラブ設立準備室長」を加える。

附 則

この訓令は、令和4年10月25日から施行する。

報告第5号

臨時代理した事項の報告について

むつ市教育委員会事務委任規則第3条第1項の規定により、次のとおり臨時代理したので同条第2項の規定に基づき、これを報告する。

令和4年10月27日

むつ市教育委員会教育長 阿部謙一

提案理由

令和4年10月25日付けで教育委員会事務局内に地域文化・スポーツクラブの設置及び学校部活動の地域移行を目的とした「地域文化・スポーツクラブ設立準備室」が発足する事に伴い、職員の異動をしたものである。

むつ市教育委員会臨時代理第4号

臨 時 代 理 書

むつ市教育委員会事務委任規則第3条第1項の規定により、次のとおり臨時代理する。

令和4年10月24日

むつ市教育委員会教育長 阿 部 謙 一

【部内異動】

氏 名	現 所 属	新 所 属
鷺 岳 彰 丸	政 策 推 進 監	政 策 推 進 監 生涯学習課長事務取扱
畑 山 勝	生 涯 学 習 課 長	地 域 文 化 ・ ス ポ ー ツ ク ラ ブ 設 立 準 備 室 長

報告第6号

臨時代理した事項の報告について

むつ市教育委員会事務委任規則第3条第1項の規定により、次のとおり臨時代理したので同条第2項の規定に基づき、これを報告する。

令和4年10月27日

むつ市教育委員会教育長 阿部謙一

提案理由

新型コロナウイルス感染症対策のため、令和5年度において使用する児童生徒健康診断用の使い捨て検診器具等を令和5年4月までに購入する必要があることから、補正予算案を作成したものである。

むつ市教育委員会臨時代理第5号

臨 時 代 理 書

むつ市教育委員会事務委任規則第3条第1項の規定により、次のとおり臨時代理する。

令和4年10月24日

むつ市教育委員会教育長 阿 部 謙 一

令和4年度むつ市一般会計補正予算案（教育委員会総務課分）

1 概要

新型コロナウイルス感染症対策について補助金及び交付金を活用し、必要な対策を実施する。

2 対象場所

市立小中学校21校

3 事業スケジュール

令和4年10月	12月補正予算要求
令和4年11月	入札、契約（Webカメラ等）
令和5年1月下旬	入札、契約（使い捨て歯鏡等）
令和5年3月下旬	納品完了（Webカメラ、使い捨て歯鏡等）

4 予算案

歳出 合計：15,847千円

内訳

需用費	児童生徒歯科検診消耗品（使い捨て歯鏡）購入費	405千円
	児童生徒耳鼻科検診消耗品（使い捨て鼻鏡）購入費	634千円
	各学校における感染症対策用消耗品購入費	14,808千円

※Webカメラ等は既決予算の執行残で購入するため、補正対象としない。

歳入 合計：21,600千円

補助 学校保健特別対策事業費補助金
（学校等における感染症対策等支援事業）

10,800千円

補助 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金

10,800千円

5 補足

歳入歳出の差額5,753千円に関しては、Webカメラ等購入費及び既に支出済みの消耗品費等の財源として活用する。

報告第7号

臨時代理した事項の報告について

むつ市教育委員会事務委任規則第3条第1項の規定により、次のとおり臨時代理したので同条第2項の規定に基づき、これを報告する。

令和4年10月27日

むつ市教育委員会教育長 阿部謙一

提案理由

電気料金の料金率に変更になることで電気料に不足が生じることが予測されることに伴う当初歳出予算の補正及び視聴覚ブースの改修費並びに新型コロナウイルス感染症対策の消耗品、備品を購入する必要があることから、補正予算案を作成したものである。

むつ市教育委員会臨時代理第6号

臨 時 代 理 書

むつ市教育委員会事務委任規則第3条第1項の規定により、次のとおり臨時代理する。

令和4年10月24日

むつ市教育委員会教育長 阿 部 謙 一

令和4年度むつ市一般会計補正予算案（図書館分）

1 図書館施設維持管理費

(1) 事業概要

令和4年11月1日から新しい電気料の算定により、電気料金の料金率（単価）が変更となったことで、電気料に不足が生じるため追加要求するものである。

(2) 予算案

図書館施設維持管理費

32,190千円（補正前） → 34,935千円（補正後）

内 訳

需用費 電気料 8,086千円（補正後）

補正額 2,745千円

2 図書館Withコロナバージョンアップ事業

(1) 事業概要

新型コロナウイルス感染症対策として現在使用を停止している視聴覚ブースは、極めて閉鎖的で密になりやすい空間であり、かつ、車椅子での利用が困難であるため、根本的な構造上の課題を解決するため改修を行い、図書館ICT化とともに新型コロナウイルス感染症対策の整った図書館として令和5年2月のリニューアルオープンにむけて館内整備を行なう。

(2) 事業スケジュール

令和4年10月 12月補正予算要求

令和4年12月下旬 入札、契約

令和5年1月下旬 納品完了

(3) 予算案

歳出見積額 合計：4,381千円

内訳

需用費	図書館内感染症対策消耗品購入費	219千円
	図書館内感染症対策修繕費	220千円
工事請負費	視聴覚ブース改修工事費	2,180千円
備品購入費	視聴覚ブース整備用品購入費	984千円
	図書館内感染症対策備品購入費	778千円

歳入見積額 合計：4,381千円

補助 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金

報告第8号

臨時代理した事項の報告について

むつ市教育委員会事務委任規則第3条第1項の規定により、次のとおり臨時代理したので同条第2項の規定に基づき、これを報告する。

令和4年10月27日

むつ市教育委員会教育長 阿部謙一

提案理由

昭和50年の建設当時から使用している赤川地区公民館において経年劣化が著しいため、本年度において緊急的に改修工事を早急に実施する必要があることから、補正予算案を作成したものである。

むつ市教育委員会臨時代理第7号

臨 時 代 理 書

むつ市教育委員会事務委任規則第3条第1項の規定により、次のとおり臨時代理する。

令和4年10月24日

むつ市教育委員会教育長 阿 部 謙 一

令和4年度むつ市一般会計補正予算案（大畑公民館分）

1 事業概要

昭和50年の建設当時から使用している施設の経年劣化が確認され、内装全般において改修が必要である。地域住民のコミュニティ活動の拠点として、また、選挙などの行事及び、昨年突発した豪雨災害時には緊急避難所として利用された経緯などを踏まえ、改修工事を実施する。

2 対象場所

玄関、集会室（床、壁、天井、照明器具、換気扇等）、事務室（分電盤）

3 事業スケジュール

令和4年10月	12月補正予算要求
令和5年1月	入札、契約予定
令和5年3月下旬	工事完了予定

4 予算

歳出見積額		10,000千円
内訳		
工事請負費	内装改修工事一式	10,000千円
歳入見積額	一般財源	10,000千円

5 補足

歳入は、公共施設整備基金から一般会計への繰入金として充当される。

当該施設は、社会教育法（昭和24年法律第207号）第24条、第29条及び第30条の規程に基づき設置されたもので、現在、地区公民館として運営されている。